

第100期 中間決算公告

2021年11月29日

大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社 池田泉州銀行
取締役頭取兼CEO 鵜川 淳

中間貸借対照表（2021年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	1,975,201	預 金	5,566,247
コ ー ル 口 ン	8,629	譲 渡 性 預 金	68,950
買 入 金 銭 債 権	89	コ ー ル マ ネ ー	230,000
金 銭 の 信 託	24,504	債券貸借取引受入担保金	15,154
有 価 証 券	624,516	借 用 金	1,016,806
貸 出 金	4,440,011	外 国 為 替	316
外 国 為 替	5,659	信 託 勘 定 借	45
そ の 他 資 産	31,836	そ の 他 負 債	28,705
そ の 他 の 資 産	31,836	未 払 法 人 税 等	591
有 形 固 定 資 産	31,764	リ ー ス 債 務	16
無 形 固 定 資 産	4,187	資 産 除 去 債 務	459
前 払 年 金 費 用	13,112	そ の 他 の 負 債	27,638
繰 延 税 金 資 産	4,089	賞 与 引 当 金	1,774
支 払 承 諾 見 返	7,619	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
貸 倒 引 当 金	△13,906	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	333
		ポ イ ン ト 引 当 金	44
		偶 発 損 失 引 当 金	1,158
		支 払 承 諾	7,619
		負 債 の 部 合 計	6,937,160
		（純資産の部）	
		資 本 金	61,385
		資 本 剰 余 金	88,862
		資 本 準 備 金	26,992
		そ の 他 資 本 剰 余 金	61,869
		利 益 剰 余 金	58,312
		利 益 準 備 金	12,750
		そ の 他 利 益 剰 余 金	45,561
		繰 越 利 益 剰 余 金	45,561
		株 主 資 本 合 計	208,560
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,705
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△110
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	11,595
		純 資 産 の 部 合 計	220,155
資 産 の 部 合 計	7,157,316	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,157,316

中間損益計算書 (2021年4月 1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		32,444
資 金 運 用 収 益	23,008	
(うち貸出金利 息)	(19,996)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,256)	
信 託 報 酬	1	
役 務 取 引 等 収 益	8,389	
そ の 他 業 務 収 益	319	
そ の 他 経 常 収 益	725	
経 常 費 用		26,844
資 金 調 達 費 用	496	
(うち預金利 息)	(474)	
役 務 取 引 等 費 用	4,497	
そ の 他 業 務 費 用	7	
営 業 経 費	20,014	
そ の 他 経 常 費 用	1,827	
経 常 利 益		5,600
特 別 利 益		15
特 別 損 失		43
税 引 前 中 間 純 利 益		5,571
法人税、住民税及び事業税	368	
法 人 税 等 調 整 額	371	
法 人 税 等 合 計		739
中 間 純 利 益		4,831

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,695百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

8. 株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る。）の認識基準については、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）第94項に従い、下記のとおり計上しております。

(1) 市場価格のある株式：各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて、未収配当金を見積り計上。

(2) 市場価格のない株式：発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものについて、その支払を受けた日の属する事業年度に計上。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

当行及び親会社並びに一部の連結される子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44号の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約損益の会計処理

投資信託の解約、償還に伴う損益は「有価証券利息配当金」にて処理しております。投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、証券関連業務の一部については、従来、対価の受取り時に全額収益として認識し、「役務取引等収益」に計上しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される財又はサービスについては、義務を履行するにつれて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間会計期間における中間貸借対照表は、繰延税金資産が86百万円及びその他負債が284百万円それぞれ増加し、利益剰余金が197百万円減少しております。当中間会計期間の中間損益計算書は、役務取引等収益が48百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ48百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによりその他有価証券のうち市場価格のある株式及び投資信託の評価について、決算日前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 9,351百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び社債に31,091百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は568百万円、延滞債権額は35,476百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は83百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,741百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,870百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,495百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、7,973百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	343,284百万円
貸出金	1,137,586百万円
その他の資産	96百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,791百万円
債券貸借取引受入担保金	15,154百万円
借用金	1,015,200百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金20,000百万円、保証金3,781百万円及び金融商品等差入担保金198百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、736,485百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が717,376百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 45,321百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は25,631百万円であります。
13. 元本補填契約のある信託の元本金額 45百万円
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.87%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、債権売却益178百万円、株式等売却益170百万円、償却債権取立益147百万円、睡眠預金払戻損失引当金戻入益58百万円及び金銭の信託運用益35百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,293百万円、貸出金償却311百万円、保証協会負担金104百万円及び金銭の信託運用損27百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2021年9月30日現在）
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年9月30日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。
なお、市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	9,351
関連法人等株式	0
合計	9,351

3. その他有価証券（2021年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,793	10,634	9,159
	債券	192,287	191,609	677
	国債	5,023	5,016	6
	地方債	62,798	62,736	61
	短期社債	—	—	—
	社債	124,465	123,856	609
	その他	107,564	100,750	6,814
	小計	319,645	302,994	16,651
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,625	2,803	△177
	債券	247,173	247,407	△233
	国債	23,467	23,488	△20
	地方債	82,239	82,311	△71
	短期社債	—	—	—
	社債	141,467	141,608	△140
	その他	35,069	35,507	△437
	小計	284,869	285,717	△848
合計		604,514	588,711	15,802

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	4,349
組合出資金	6,300
合計	10,650

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて決算日前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価（以下、「月中平均時価」という。）が50%以上下落した場合、または、月中平均時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2021年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年9月30日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	9,494	百万円
税務上の繰越欠損金(注2)	4,935	
有価証券評価損	2,738	
減価償却費	539	
賞与引当金	542	
固定資産減損	147	
資産除去債務	140	
その他	2,644	
繰延税金資産小計	21,183	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,454	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,405	
評価性引当額小計(注1)	△10,860	
繰延税金資産合計	10,323	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△4,216	
前払年金費用	△1,269	
退職給付信託返還株式	△647	
未収配当金益金不算入	△73	
その他	△27	
繰延税金負債合計	△6,234	
繰延税金資産の純額	4,089	百万円

(注1) 評価性引当額が697百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額の減少によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2021年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(*1)	—	—	—	3,965	—	970	4,935
評価性引当額	—	—	—	△2,199	—	△254	△2,454
繰延税金資産	—	—	—	1,765	—	716	(*2)2,481

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金4,935百万円について、繰延税金資産2,481百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

4,166円69銭

1株当たりの中間純利益金額

91円44銭

(重要な後発事象)

該当ありません。